

## 1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(H27.12.7基発1207第3号。以下「ガイドライン」という。 )に基づき、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（H30.3.6公表）を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業等における労働災害を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



(図1)かかられている立木の伐倒



(図2)かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

## 2 改正の概要

- ① 改正省令による改正箇所に関する記載について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることをより明確に示すこと。
  - ・ 安衛則第485条第1項に基づき、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること。
  - ・ 安衛則第481条第2項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者が立ち入ることを禁止すること。
  - ・ かかり木の処理の作業においては、次の（ア）～（オ）に掲げる事項を行ってはならないこと。なお、（ア）及び（イ）については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、（ウ）から（オ）までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであること。また、（ウ）から（オ）までについては、実施しないよう確実に指導すること。
    - （ア）かかられている木の伐倒(図1)、（イ）かかり木に激突させるためのかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し)(図2)、（ウ）かかっている木の元玉切り(図3)、（エ）かかっている木の肩担ぎ、（オ）かかり木の枝切り
- ② 伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画(作業地の概況、作業の方法、作業の安全対策等)等の項目を追加すること。
- ③ 伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他関連する記載をより適切な表現に改めること。
- ④ 「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」(H14.3.28基安発第0328001号)に係る記載をガイドラインに明確に示すことにより、伐木等作業の安全を一体的に図ること。



(図3)かかっている木の元玉切り

# チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

## 1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年に「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。）を定め、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木作業の結果かかり木が生じた場合及び既にかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。）を対象。
- 伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を的確に履行することはもとより、ガイドラインに基づく措置を講ずることにより、伐木等作業の安全対策を徹底。また、労働者は、安衛法令により労働者に義務付けられている措置を的確に履行することはもとより、事業者が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

## 2 概要

### (1) 伐木等作業における保護具等の選定及び着用

次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすしい機能を備えたものを選定すること。（①下肢の切創防止用保護衣（図1）、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網、保護眼鏡及び防音保護具）

### (2) チェーンソーの選定、取扱い方法等

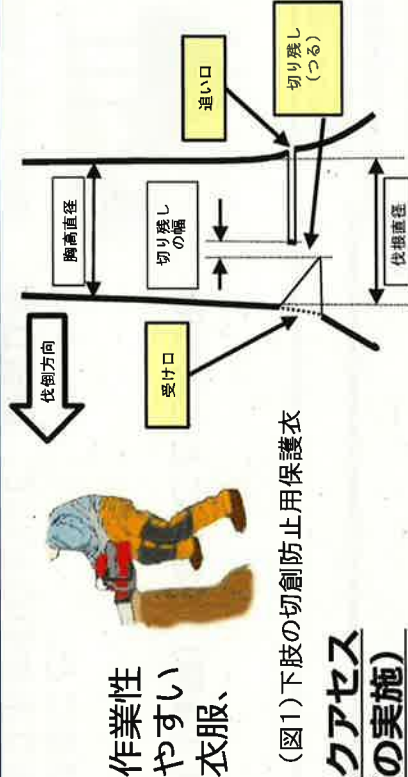
### (3) 伐木等作業を安全に行うための事前準備等（①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施）

### (4) 伐木等作業における安全の確保

- ① 伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、② 伐倒作業で受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を残すこと（図2）等。
- ⑤ 伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チェーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保
- ⑥ かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

- ① がかかられている木の伐倒、② がかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）、③ がかかっている木の元玉切り、④ がかかっている木の肩担ぎ、⑤ かかり木の枝切り
- なお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものことから、実施しないよう確実に指導すること。



(図1) 下肢の切創防止用保護衣

(図2) 受け口、追い口等の関係図